

少第222号  
平成24年7月2日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う少年警察関係規則・訓令の改正に係る留意事項について

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）の施行に伴う少年警察関係規則・訓令の改正については、「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則等の施行について」（平成24年6月22日付け、刑総第191号ほか。）により通知されたところであるが、本改正に係る留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

#### 記

1 少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号）の一部改正関係

(1) 交付又は複写に関する公告

ア 公告の概要

少年法（昭和23年法律第168号）第6条の5第2項においては、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）中、司法警察職員の行う押収等に関する規定は、触法調査における押収等の場合に準用することとされているところ、同法第222条第1項において準用する同法第123条第3項の規定により、押収物が同法第110条の2の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体で留置の必要がないものである場合において、被差押者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、事件の終結を待たないで、被差押者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならないこととされている。

これは、同法第110条の2に規定する電磁的記録の移転の場合には、複写や印刷の場合と異なり、元の記録媒体から電磁的記録を消去することとなるため、原状回復の方法を認める必要があるものの、捜査機関が用意した記録媒体に当該電磁的記録を移転してこれを差し押さえた場合等、被差押者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なる場合には、当該記録媒体自体を被差押者に還付する理由がないため、還付に代わる原状回復措置として、当該記録媒体の交付又は当該電磁的

記録の複写を定めたものである。

記録媒体の交付は、捜査機関がその所有権を放棄している場合に行い、電磁的記録の複写は、記録媒体が高価であるなどの理由により、捜査機関がその所有権を放棄していない場合に行うこととなる。

そして、こうした交付又は複写の相手方となるべき者の所在不明等の理由によりこれらを行うことができない場合には、不要な押収関係が継続する状態を早期に解消するため、同法第499条の2第1項において準用する同法第499条の規定により公告をしなければならず、同法第499条の2第2項の規定により、公告をした日から6箇月以内に請求がないときは、交付をし、又は複写をさせることを要しないこととされている。

#### イ 公告の方法

交付又は複写に関する公告は、警察本部長又は警察署長が、警察本部又は警察署の掲示板に次に掲げる事項を14日間掲示することによって行うこと。

少年法第6条の5第2項の規定により公告する旨

警察本部又は警察署の名称

事件名及び押収番号

品名及び数量

公告の初日及び末日の年月日

交付すべき記録媒体に記録された電磁的記録又は複写を許すべき電磁的記録を特定するに足りる事項

また、警察本部長又は警察署長は、必要があるときは、押収の場所及び年月日並びに押収物の特徴をも公告することができるとともに、特に必要があるときは、上記公告期間を延長することができることに配慮すること。

このほか、交付又は複写に関する公告については、触法調査の性質に反しない限り、司法警察員が行う交付又は複写に関する公告の要領によること。

#### (2) 調査概要結果通知書

少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第218条第1項の規定により、触法調査において記録命令付差押えを実施した場合には、「搜索・差押え等の実施の有無」欄の「有」に丸印を付けること。

#### 2 少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）の一部改正関係

触法調査における記録命令付差押えの令状の請求については、原則として、刑事訴訟法第199条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員たる警察官が行うこと。

このほか、記録命令付差押えについては、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方

法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないよう配慮するものとする。

### 3 触法調査又はく犯調査に関する書類の様式を定める訓令(平成19年警察庁訓令第12号)の一部改正関係

#### (1) 新設された様式の取扱要領

##### ア 作成等の主体

新設された様式である記録命令付差押許可状請求書、記録命令付差押調書、電磁的記録に係る権利放棄書、交付請書及び複写電磁的記録請書については、押収等において用いる書類であることから、警察官が作成し、又は取り扱うこと。

##### イ 少年に対する配慮

少年に電磁的記録に係る権利放棄書、交付請書及び複写電磁的記録請書を作成させるときは、少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用い、各書類の意義等について丁寧に説明すること。また、当該少年の署名押印等を求めるほか、事情聴取に立ち会い、又は各書類の内容を確認した保護者等がある場合には、当該保護者等にも署名押印等を求めること。

##### ウ 証拠物関係書類

電磁的記録に係る権利放棄書、交付請書及び複写電磁的記録請書については、証拠物関係書類に該当することから、用紙の右縁下部に、概ね縦40mm、幅5mmの大きさの赤表示を設けること。ただし、継続用紙については同表示を省略することができる。

また、証拠物関係書類については、その正本を証拠物と併せて家庭裁判所に送付することとされているが、交付請書及び複写電磁的記録請書については、家庭裁判所へ送付することのない証拠物に係る書類であることから、当該書類の正本は児童相談所に送致すること。

#### (2) その他

(1)に定めるもののほか、改正又は新設された様式の取扱いについては、触法調査の性質に反しない限り、司法警察職員捜査書類基本書式例の取扱要領によること。